様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日 2024 年 9 月 12 日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃにほんどうろあんないひょうしき  一般事業主の氏名又は名称 株式会社日本道路案内標識  （ふりがな）うえだ ひろあき  （法人の場合）代表者の氏名 上田 寛明  住所　〒442-0857  愛知県豊川市八幡町足洗20番地  法人番号　5180301010642  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社日本道路案内標識 DX推進方針 | | 公表日 | 2024 年 7 月 4 日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 株式会社日本道路案内標識 DX推進方針内の  ・DXビジョン実現のために  ・DXビジョン  <https://sites.google.com/jrgs.co.jp/jrgs-dx/dx-policy> | | 記載内容抜粋 | デジタル技術の進化に伴い、迅速なサービス提供と差別化がますます求められる時代となっております。従来の方法では競争力を維持することが難しくなっており、私たちもその変革の波に乗り遅れることはできません。  弊社では、徹底したお客様起点の発想で顧客満足度の高いサービスを提供し、実際のお客様の声をデータとして蓄積・分析・活用し、より良いサービスの創出へとつなげるサイクルを推進。データと情報の可視化を通じて、迅速かつ包括的な施策を展開し、市場環境の変化とお客様のニーズに素早く対応することで、持続可能な価値創造とビジネスモデルの構築を目指します。  DX（デジタルトランスフォーメーション）を通じて、組織全体の変革を促進し、顧客価値の最大化と業務効率の向上、持続可能な成長を目指します。デジタル技術の革新とデータに基づく意思決定を基盤にビジネスプロセスを最適化し、市場競争力を強化。同時に意識改革を促進し、組織全体が迅速かつ柔軟に変化に対応できるよう取り組んでまいります。  これからもお客様の声に耳を傾け、積極的にDXに取り組み、市場の変化に柔軟に対応しながら、さらなる成長と進化を遂げてまいります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 社内プロセスに基づき、代表取締役に対して最終的な内容確認の上、承認を得て決定されています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社日本道路案内標識 DX推進方針 | | 公表日 | 2024 年 7 月 4 日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 株式会社日本道路案内標識 DX推進方針内の  ・DX戦略  <https://sites.google.com/jrgs.co.jp/jrgs-dx/dx-policy> | | 記載内容抜粋 | ・業務プロセスの最適化  業務プロセスの効率化を進め、コスト削減と業務の効率化を実現します。  ・データドリブンな意思決定  データ分析とクラウドサービスを活用し、リアルタイムでのデータ可視化と共有を推進します。主にルッカースタジオを使用した迅速かつ正確な意思決定を行い、営業活動を効率化。情報の一元管理と安全なデータ保護を確保し、新しいビジネスニーズに対応することで価値創造を促進します。  ・デジタイゼーションの推進  デジタイゼーションを推進し、アナログなデータ管理からルッカースタジオを活用したクラウドベースの保管へ移行しました。  ・従業員のデジタルスキル向上  従業員のデジタルスキル向上のため、教育プログラムと研修を強化します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 社内プロセスに基づき、代表取締役に対して最終的な内容確認の上、承認を得て決定されています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 株式会社日本道路案内標識 DX推進方針内の  ・DX推進体制  <https://sites.google.com/jrgs.co.jp/jrgs-dx/dx-policy> | | 記載内容抜粋 | DX推進強化を目的に、2023年11月に代表取締役直轄のDX事業部を2名で新設。代表取締役が全社DX推進の責任者としての役割を担い全社一体となって取り組みを推進しています。  ルッカースタジオ作成研修などを通じた既存社員のスキルアップで、組織全体の競争力強化に注力。DX関連の資格取得を推奨することでDX人材育成を進めています。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 株式会社日本道路案内標識 DX推進方針内の  ・DX戦略  <https://sites.google.com/jrgs.co.jp/jrgs-dx/dx-policy> | | 記載内容抜粋 | 全社員にiPhoneおよびiPad（一部社員）を貸与し、情報処理技術の活用環境を整備しています。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社日本道路案内標識 DX推進方針 | | 公表日 | 2024 年 7 月 4 日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 株式会社日本道路案内標識 DX推進方針内の  ・DX推進プロジェクト達成状況の指標  <https://sites.google.com/jrgs.co.jp/jrgs-dx/dx-policy> | | 記載内容抜粋 | ・2025年中にバックオフィス業務の全業務プロセスの50％以上をデジタル化する。  ・2025年中に売上分析や営業戦略施策検討のためのダッシュボード（ルッカースタジオ）を10個以上作成する。  ・2024年中にお客様のDX推進を支援する新規事業を立ち上げる。  ・2025年中にDX推進で得た情報処理技術を活用し、全社平均残業時間を3時間削減する（8時間/月 → 5時間/月）  ・2025年中に社内DX化のための社員を対象とする社内勉強樹を毎月1回以上開催する。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年 7 月 4 日 | | 発信方法 | 株式会社日本道路案内標識 DX推進方針内の  ・DXビジョン実現のために  ・DXビジョン  <https://sites.google.com/jrgs.co.jp/jrgs-dx/dx-policy>  代表取締役がテキストで発信します。 | | 発信内容 | デジタル技術の進化に伴い、迅速なサービス提供と差別化がますます求められる時代となっております。従来の方法では競争力を維持することが難しくなっており、私たちもその変革の波に乗り遅れることはできません。  弊社では、徹底したお客様起点の発想で顧客満足度の高いサービスを提供し、実際のお客様の声をデータとして蓄積・分析・活用し、より良いサービスの創出へとつなげるサイクルを推進。データと情報の可視化を通じて、迅速かつ包括的な施策を展開し、市場環境の変化とお客様のニーズに素早く対応することで、持続可能な価値創造とビジネスモデルの構築を目指します。  これからもお客様の声に耳を傾け、積極的にDXに取り組み、市場の変化に柔軟に対応しながら、さらなる成長と進化を遂げてまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024 年 5 月頃　～ 2024 年 5 月頃 | | 実施内容 | 経済産業省「DX推進指標」による自己診断を実施し、IPAの自己診断結果入力サイトに登録しました。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024 年 6 月頃　～ 2024 年 7 月頃 | | 実施内容 | 2024年7月にSECURITY ACTION制度に基づいて二つ星の宣言を実施しました。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。